

苫小牧市立学校の施設の開放に関する実施要綱

苫小牧市立学校の施設の開放に関する条例で定めるもののほか、必要な事項について次のとおり定めます。

1 趣 旨

苫小牧市では、昭和50年より小・中学校の体育館やグラウンドを学校教育活動に支障のない範囲で、市民のスポーツ活動に開放し、青少年の健全な育成と地域住民にスポーツ振興を図ることを目的に学校のスポーツ施設を開放します。

2 開放校（施設）並びに開放種目、期間及び時間

(1) 開放校（施設）並びに開放種目

「苫小牧市立学校スポーツ施設開放校・種目一覧」（別紙1）の体育館及びグラウンドとします。

(2) 開放期間

体 育 館 4月1日から翌年3月31日まで

グラウンド 4月1日から10月31日まで

※ただし、開放校の都合により変更する場合があります。

(3) 開放時間

基本的に1日1団体2時間とし、時間区分は次のとおりとします。

※ただし、開放校の都合により変更する場合があります。

【 体育館 】

平 日 17:00～19:00（2時間） 19:00～21:00（2時間）

学校の休業日 9:00～11:00（2時間） 11:00～13:00（2時間）

13:00～15:00（2時間） 15:00～17:00（2時間）

17:00～19:00（2時間） 19:00～21:00（2時間）

【グラウンド】

平 日 17:00～19:00（2時間）

学校の休業日 9:00～11:00（2時間） 11:00～13:00（2時間）

13:00～15:00（2時間） 15:00～17:00（2時間）

17:00～19:00（2時間）

※グラウンドに限り、5:00～7:30までの早朝開放を実施します。

3 開放方式

使用団体による自主管理方式とします。

自主管理方式とは、自らが使用する時間帯の体育館・グラウンドを自らが管理することで、利用にあたって団体が厳守すべき管理事項は、次の（1）から（7）のとおりとな

ります。

- (1) 活動時の安全管理。
- (2) 施設・設備の使用後の原状回復。(体育館の開錠及び施錠、活動後使用した用具の整理・整頓や清掃(床・トイレ等)、ゴミの持ち帰り、照明の消灯)並びに備品等の破損予防対策。
- (3) ダイヤルキー及び体育館の鍵の管理。
- (4) 怪我や事故など、緊急時の対応及び連絡。
- (5) 学校施設内での飲食や学校敷地内での喫煙等、禁止事項の遵守。
- (6) 利用時間の遵守。(準備・後片付けを含む時間となっていますので、次の利用団体のことを考え、必ず時間を守って利用・退館してください。)
- (7) その他、安全に活動するために必要な事項。

4 利用対象

- (1) 基本的に責任者の成人を含め10名以上で構成された団体で、苫小牧市に在住、在勤もしくは在学者で、営利を目的としていない団体とします。
- (2) あらかじめ苫小牧市教育委員会へ申請を行い、許可された団体とします。

5 利用登録

利用を希望する団体は1校のみとし、複数校の登録は認められません。

また、下記のとおり事前に登録が必要です。

【一般チーム】

受付：次年度の登録、当初受付期間は2月1日から2月8日までとします。

受付場所：苫小牧市教育委員会生涯学習課(市役所第2庁舎2階)

必要書類：①「学校開放使用申請書」 ②「登録者名簿」

【少年団】

受付：次年度の登録、当初受付期間は1月16日から1月18日までとします。

受付場所：利用を希望する学校に直接電話にて連絡・申し込みをし、調整が済み次第、速やかに下記のとおり登録してください。

登録：下記書類を学校に提出してください。

ただし、追加登録(4月1日以降)の場合は生涯学習課(市役所第2庁舎2階)に提出してください。

①「学校開放使用申請書」

②「登録者名簿」 ※下記のいずれかを提出ください

- ・少年団登録名簿
- ・競技団体登録名簿
- ・登録者名簿(全ての登録者がわかるもの)

※登録内容が確認できた団体に使用許可書を送付します。

※利用日時が重複する場合、調整会議を開催し決定します。

調整会議の日程については、許可書送付時にお知らせします。

※登録者に変更があった場合は「苫小牧市学校開放利用取消（変更）申込書」を提出ください。

※追加登録は4月1日から随時行います。（土日の場合は翌日から）

6 利用料金について

1時間あたり午前125円、午後150円、夜間250円としています。

利用団体は、事前に1回2時間10枚綴りの利用日誌を購入してください。

※時間区分については、午前（9時～12時）、午後（12時～17時）、夜間（17時～21時）となります。

※3時間利用する場合、利用日誌に1時間シールを貼っていただきますので、必要となるチームは購入してください。

※金額・購入先等は下記のとおりとなります。

【利用日誌（10枚綴り）】

午前：2,500円、午後：3,000円、夜間：5,000円

【1時間券（1シート10枚）】

午前：1,250円、午後：1,500円、夜間：2,500円

【販売時間・場所】

曜日	時間	場所
平日	午前9時～午後5時15分	教育委員会生涯学習課 市役所第2庁舎（市役所南側建物）
	午後5時15分～午後9時	市役所夜間窓口（市役所東側玄関）
土・日曜日 祝日	午前9時～午後9時	市役所夜間窓口（市役所東側玄関）

※年末年始（12月29日～1月3日）は販売していませんのでご注意ください。

※少年団（小中学生の団体）の利用については、全額免除とします。

7 利用料金の支払方法について

・一般チームは利用終了後、利用日誌に必要事項を記入のうえ、体育館に備え付けてあるポストに投函してください。

複数の団体が同じ時間に利用している場合は、代表チームが1枚の利用日誌に全ての利用人数等を記入し投函してください。

・少年団チームは、体育館備え付けの日誌に、利用日・利用人数などを記入のうえポス

トに投函してください。

8 利用のキャンセルについて

キャンセルは使用日前日の午後9時までに下記の方法（電話・FAX・メール・インターネット簡易申請）により連絡してください。

なお、連絡がない場合は利用したと見なし日誌を提出していただきますので、ご注意ください。

【連絡先・連絡方法】

連絡曜日	時間	連絡先	連絡方法
平日	午前9時から 午後5時15分 まで	教育委員会 生涯学習課	直接：教育委員会生涯学習課 電話：32-6756 FAX：32-1233 メール：shogai@city.tomakomai.hokkaido.jp 電子申請：市役所HP【便利な情報＞電子申請・ 申請書ダウンロード＞学校開放事業 使用中止届】
平日	午後5時15分 から 午後9時まで		FAX：32-1233 メール：shogai@city.tomakomai.hokkaido.jp 電子申請：市役所HP【便利な情報＞電子申請・ 申請書ダウンロード＞学校開放事業 使用中止届】
土・日曜日 祝日 年末年始 (12/29～ 1/3)	午前9時から 午後9時まで		FAX：32-1233 メール：shogai@city.tomakomai.hokkaido.jp 電子申請：市役所HP【便利な情報＞電子申請・ 申請書ダウンロード＞学校開放事業 使用中止届】

※平日の午後5時15分以降や土・日曜日、祝日、年末年始は直接又は電話での受付は出来ませんので、ご注意ください。

9 器具の貸し出しについて

器具の貸し出しについては、支柱・ネット・卓球台などの備品となります。

ボールやラケットなどは使用者で準備してください。

10 施設及び器具の破損について

利用中に器具の破損、紛失があった場合は、直ちに事業主事（教頭）又は管理者（校長）、生涯学習課へ報告してください。また、原形に復する費用は利用団体の負担となります。ただし、経年劣化などによるものについては、この限りではありません。

11 使用時の事故について

使用時における一切の事故については、利用者の責任とします。

(1) **緊急時連絡先**：緊急を要する場合（施設・器具の破損があったなど）は、市役所夜間窓口まで連絡してください。TEL 32-6111

(2) **問い合わせ及び連絡先** 苫小牧市教育委員会生涯学習課 TEL 32-6752

12 利用の取消し

団体の故意又は利用上の注意事項を遵守しないなど重大な過失により、学校教育活動に支障の出る行為を行った場合や正当な理由がなく利用日誌の未提出が3か月以上となる場合など、事業の円滑な実施を妨げる行為を行った場合は、当該団体の登録を取り消し、利用を認めない場合があります。

13 利用上の注意事項

学校開放を利用する団体は、次の注意事項を守って利用してください。

- (1) 体育館は土足厳禁、飲食禁止となっております。
- (2) 利用許可を受けた場所以外の立ち入りを禁止します。
- (3) 冬期間は、吹雪や降雪等により急きょ開放中止にすることがあります。
- (4) 指定された場所に正しく車を駐車し指定以外への乗り入れは堅く禁止します。
- (5) 早朝にグラウンドを利用する場合は、近隣の住宅に迷惑の掛からないように注意してください。
- (6) 幼児同伴の場合は責任を持って管理してください。
- (7) 貴重品等は車内に置かないなど盗難事故や車上荒しには、十分注意してください。なお、盗難・事故等については、一切の責任を負いませんのでご了承願います。
- (8) 暖房機等の器具を無断で操作しないでください。
- (9) 許可を受けた目的以外に施設を使用、権利の譲渡若しくは転貸しないでください。

14 補則

- (1) この要綱に定めるもののほか、開放に関する必要な事項は、別に定めるものとします。